

平成 30 年 3 月 29 日

各 位

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目 2 番 8 号
株式会社アイフリークモバイル
代表取締役社長 上原 彩美
(コード番号：3845 JASDAQ)
問い合わせ先 取締役兼管理部長 紀伊 克彦
電話番号 092-471-5211 (IR)
URL <http://www.i-freek.co.jp/>

第三者割当による新株式及び第 15 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 29 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第 15 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 新株式発行の概要

(1) 払込期日	平成 30 年 4 月 16 日
(2) 発行新株式数	普通株式 950,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 金 256 円
(4) 資金調達額	243,200,000 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下の割当予定先に割り当てます。 永田 浩一 200,000 株 黒田 喜久 50,000 株 橘 茂昌 50,000 株 ドリーム 10 号投資事業有限責任組合 650,000 株
(6) その他	本新株式の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としております。

(2) 新株予約権発行の概要

(1) 割当日	平成 30 年 4 月 16 日
(2) 新株予約権の総数	2,505 個 (新株予約権 1 個当たり 1,000 株)
(3) 発行価額	総額 7,044,060 円 (新株予約権 1 個当たり 2,812 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	2,505,000 株
(5) 資金調達の額	718,464,060 円 (内訳) 新株予約権発行分 7,044,060 円 新株予約権行使分 711,420,000 円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。
(6) 行使価額	1 株当たり 284 円
(7) 割当方法及び割当予定先	第三者割当の方法により、以下の割当予定先に割り当てます。 永田 浩一 500 個 黒田 喜久 125 個 橘 茂昌 125 個 株式会社ヴァスダックキャピタル 130 個 ドリーム 10 号投資事業有限責任組合 1,625 個
(8) その他	・ 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としております。 ・ 行使請求条項 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の 5 連続取引日 (終値のない日を除く) に係る終値単純平均が、行使価額に 1.2 を乗じた額 (小数点以下第一位四捨五入) を上回った場合、その翌日から起算して 10 取引日以内に本新株予約権を行使することを本新株予約権者に請求できるものとし、本新株予約権者は、かかる請求を受けた場合には、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の出来高を勘案した上で、速やかに当該請求のなされた本新株予約権につき、行使するものとする。 (2) 当社は、本新株予約権の発行後、会社の普通株式の 10 連続取引日 (終値のない日を除く) に係る終値単純平均が、行使価額に 1.8 を乗じた額 (小数点以下第一位四捨五入) を上回った場合には、本引受人に対して本新株予約権の行使請求をできるものとし、本引受人

は当該請求のなされた本新株予約権の全てにつき、当該請求のなされた日から10日以内に、行使をするものとする。

・取得条項

(1)本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。

(2)当社は、以下の場合は、当社取締役会が定める取得日において、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）

②当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたとき

③普通株式についての株式の併合（普通株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたとき

④特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたとき

⑤当社の普通株式が上場廃止となったとき

(3)行使請求条項の(2)に掲げるとおり、本新株予約権の発行後、当社の普通株式の10連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が、行使価額に1.8を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合に本新株予約権者に対して本新株予約権の行使を請求できるが、この場合において、当社は、当該請求の日から10日以内に本新株予約権者が行使請求しなかった本新株予約権の全部又は一部を、当社取締役会が定める取得日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。

2. 募集の目的

(1) 募集の背景

当社グループが属するモバイルビジネス環境は急速な変化を続けており、内閣府が平成 29 年 3 月に実施した消費動向調査では、平成 29 年 3 月末のスマートフォンの世帯普及率は従来型の携帯電話の普及率を 11.1 ポイント上回る 69.7%に達し、格安スマホや SIM フリー等多様化しながら拡大の一途を辿っております。

このような経営環境のもと、当社は引き続きモバイルコンテンツ事業の持続的な成長と関連事業の育成を進めてまいりました。特に昨今の経済情勢の変化に対応するため、より一層のお客様視点に立った事業運営を目指し、サービスの認知度向上、デジタルコンテンツ資産の有効活用、顧客満足度の向上、新技術への対応、システムの安定的な稼働に努め、「デココレ」「photodeco+」等のコミュニケーションコンテンツ領域及び「森のえほん館」等のファミリーコンテンツサービス領域の一層のサービス強化を進めてまいりましたが、新規ユーザー数の伸び悩みや、継続利用率の減少並びに当社保有デジタルコンテンツ資産の有効活用や、先進技術への強化への対応への遅れなどが影響したことにより、平成 30 年 3 月期第 3 四半期累計期間におけるモバイルコンテンツ事業の売上高は 286,571 千円（前年同期比 22.2%減）、セグメント利益は 43,317 千円（前年同期比 47.0%減）と前年同期比で減収減益となりました。

当社は、これまで経営基盤の強化・多角化を図ることが必要不可欠であると認識しており、資源分配を行うことが最善の施策として取り組んでまいりましたが、企業価値向上の手段として、今後は成長が期待できる事業を見極め「選択と集中」による資源投下を行う計画であります。

そのため、現状のモバイルコンテンツ事業については、他社の競合コンテンツとの比較や、当社のコンテンツの分析を重ね、現状の課題を洗い出すことにより、ユーザーの拡大に向けた施策の不足や当社の現状のデジタルコンテンツ資産が有効活用できていない点などが把握されました。

ユーザーに対し、より魅力的なモバイルコンテンツの提供を安定的に行うべく、①コンテンツユーザー数の拡大と継続利用促進、②デジタルコンテンツ資産の有効活用、③顧客満足度の向上、④新技術への対応、⑤システムの安定稼働への対応が必要であるという課題整理に至りました。これらの課題を踏まえた新規事業への資源の集中を行うことが当社の成長において必要であると認識しております。

新規事業については、これまでのモバイルコンテンツ事業で培ったノウハウやキャラクター等のデジタルコンテンツ資産を有効に活用することができ、新規性がありかつ持続的に収益を生み出す事業である点に着目し、検討をしてまいりました。検討の結果、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載のとおり、「ミライッポ Startup IPO」への取り組みを行うことと致しました。

新規事業である「ミライッポ Startup IPO」は、当社が有するクリエイターネットワーク並びにこれまで培ってきたキャラクター等のデジタルコンテンツ資産を活用できる購入型クラウドファンディング事業であります。

当事業については、①コンテンツユーザー数の拡大と継続利用促進、②デジタルコンテンツ資産の有効活用、③顧客満足度の向上、④新技術への対応、⑤システムの安定稼働といった当社が認識する課題に対処すべく、システム投資、マーケティングへの投資を十分に行うことにより、持続的に収益創出を行うことができるよう取り組む予定であり、クリエイターのビジネスサポートができるプラットフォームの構築並びに既存株主の利益創出に資する事業とするよう努めるよう致します。

さらに本新株式並びに本新株予約権の発行により、事業資金の調達とともに自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることが可能となります。平成30年3月期3四半期末時点において、当社における自己資本比率は60.7%と平成29年3月期末の45.2%と比較し、15.5%程度の改善をしておりますが、依然として平成30年3月期第3四半期累計期間において、64,506千円の当期純損失を計上していることから、収益を安定的に生み出せる企業体質としては十分ではないことから財務体質の継続的な強化は必要であると認識しております。

これらの事象を総合的に勘案し、第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

(2) 資金調達の方法として本第三者割当による新株式及び新株予約権を選定した理由

当社の資金需要につきましては、後記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載のとおりであります。資金調達の方法としては、事業規模の拡大を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金用途の性質や、将来的な必要性に応じ、金融機関からより有利な条件での借入を行うために財務体質のさらなる安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間が第三者割当による新株式及び新株予約権の発行より多大にかかることや当社の経営成績、株価動向、株式流動性等から判断した場合には、主幹事証券を選定して実施することは現実的ではないことから、現時点における資金調達方法としては合理的ではないと判断いたしました。

本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせせた今回の資金調達スキームは、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものと考えております。加えて、必ずしも本新株予約権は一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社および当社既存の株主にとっても、既存株式の希薄化が段階的に進む点において資金調達を全て新株式により調達する場合と比べ優位性があると判断して採用いたしました。

なお、当初の計画通りに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

<本新株予約権の特徴>

本新株予約権の特徴は、次のとおりであります。

(メリットとなる要素)

- ①本新株予約権は、発行当初から行使価額は284円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から2,505,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ②本新株予約権には、新株予約権の行使による資金調達を円滑に行うため、本新株予約権の発行後、当社普通株式の5連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が、行使価額に1.2を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合、その翌日から起算して10取引日以内に本新株予約権を行使することを本新株予約権者に請求することができるもの

とされております。そのため、本新株予約権者は、かかる請求を受けた場合には、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の出来高を勘案した上で、速やかに当該請求のなされた本新株予約権につき、行使することが見込まれます。

- ③本新株予約権には、上記②に加え、さらに新株予約権の行使による資金調達を円滑に行うため、本新株予約権の発行後、当社の普通株式の10連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が、行使価額に1.8を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合には、本新株予約権者に対して本新株予約権の行使を請求できるものとし、当社は、当該請求の日から10日以内に本新株予約権者が行使請求しなかった本新株予約権の全部又は一部を、当社取締役会が定める取得日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得することができます。
- ④本新株予約権には、本新株予約権の割当日から12か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができます。
- ⑤本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限が付されております。

（デメリットとなる要素）

- ①本新株予約権の行使が進んだ場合、2,505,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。
- ②当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。
- ③割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場において売却する可能性があります。この場合、当社の株価が下がる可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	961,664,060円
(内訳)	
(ア)新株式の発行による調達額	243,200,000円
(イ)第15回新株予約権の発行	7,044,060円
(ウ)第15回新株予約権の行使	711,420,000円
②発行諸費用の概算額	7,370,000円
③差引手取概算額	954,294,060円

- ※1. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があり、下記「(2)調達する資金の具体的な使途」記載の調達資金の充当内容については、実際に調達する差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する可能性があります。
- 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用、割当先等調査費用、新株予約権価格算定費用、有価証券届出書作成費用であります。なお、発行諸費用については概算額であり、変動する可

能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

a. 新株式発行による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① ミライッポ Startup IPO 事業の運転資金	218	平成 30 年 4 月～平成 31 年 6 月
③ 当社子会社への貸付金	25	平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月

b. 新株予約権による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① ミライッポ Startup IPO 事業の運転資金	666	平成 30 年 4 月～平成 31 年 6 月
② 新「森のえほん館」プラットフォーム開発資金	45	平成 30 年 10 月～平成 31 年 9 月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、当社の取引金融機関の預金口座にて管理いたします。

2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、銀行借入等、別途資金調達を検討いたします。

3. 本第三者割当により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下の通りです。

① ミライッポ Startup IPO 事業の運転資金

現在、アニメ、マンガから生み出されるキャラクターなどの IP (知的財産) は日本のみならず、世界各国で注目されており、日本のグッズ、映画、アニメ等の売上は世界規模へと成長し、キャラクタービジネスの市場規模は株式会社矢野経済研究所の調査によれば平成 24 年度より年々増加傾向にあります。

また、著名キャラクターだけでなく、LINE 株式会社が展開するクリエイターが自由にスタンプ制作・販売できる「LINE Creators Market」は 3 年間の販売総額は 479 億円 (平成 29 年 5 月 15 日時点)、登録クリエイターは 72 万人を記録するなど、無名のキャラクターや IP (知的財産) であっても、ビジネス化できる機会が生まれています。

当社も、以前より壁紙やデコメをはじめとしたモバイルコンテンツビジネスやクリエイターネットワークサービス「CREPOS (クリポス)」などの運営により、キャラクター、IP (知的財産) を活用したビジネスを構築してまいりました。既に平成 29 年 6 月にコンテンツマッチングサイトとして「ミライッポ Startup IPO」サイトの α 版の試験運用を開始しておりますが、「ミライッポ Startup IPO」サイトをリニューアルオープンすることで新たなキャラクター、IP (知的財産) を活用したプラットフォームビジネスを行うことを予定しております。

新たなプラットフォームビジネスの内容は、「ミライッポ Startup IPO」にてキャラクターを基盤とした購入型クラウドファンディングサービス となります。当社の審査に通過したクリエイターであれば誰でもプロジェクトを立ち上げることができます。また支援者 (ファン) も、共感したプロジェクトにインターネットを通じて誰でも簡単に支援することが可能となります。

購入型クラウドファンディングサービスであるため、立ち上げるプロジェクトは、グッズ

やデジタルコンテンツの制作のための資金調達を目的としており、共感した支援者による支援金額がクリエイターの設定した目標額を超えた場合にプロジェクトが成立し、クリエイターはグッズやデジタルコンテンツの制作が可能となり、制作したグッズやデジタルコンテンツ等の魅力的なアイテムが支援者に提供されます。調達した資金により製作したグッズを販売できるようなECサイトも別途開発する予定です。なおECサイト（商品販売サイト）は、別途開発が必要になり、開発に際しては既に販売サイトを保有する協力会社との提携等を模索しつつ初期費用や開発期間の圧縮を予定しております。

本プラットフォーム上では、ユーザーも売主としてクリエイターから購入したデジタルコンテンツを出品し、ユーザー間（CtoC）におけるデジタルコンテンツの売買を可能とする仕組みを想定しています。このような取り組みを行うことから、デジタルコンテンツのオンライン販売取引においては、本サイトで売買されるデジタルコンテンツの不正利用の対策が必要となります。

そこで当社は、The NAGA Group AG（以下、「NAGA Group」（注）といいます。）が運営する「Switex」の導入を予定しております。

NAGA Groupは、ドイツのフランクフルト証券取引所に上場するフィンテック関連企業でドイツ証券取引所と協働で世界初となるゲーム内アイテムの取引のための取引所「Switex」を平成28年11月に設立しており、平成30年3月31日に稼働を予定しているとのことです。NAGA Groupが「Switex」の技術的な部分を管理している点において信頼性が高く、初期的な開発コストも低減が行えます。また、NAGA Groupの運営する「Switex」はブロックチェーン技術を先駆的に手掛ける同社が開発したオンラインゲームアイテムの売買プラットフォームです。「Switex」を活用することでブロックチェーンベースのシステムにアイテムの購入者（所有者）と購入日、所有期間、購入価格等の情報を格納し、当社が別途開発するミライッポビューワ（デジタルコンテンツを表示するシステム）により、ブロックチェーンを参照することで、審査を経て登録されたIPかどうかの判断や、アイテムの転売回数や転売可否といった制限を行うことが可能となります。このように「Switex」を活用することで、デジタルコンテンツの複製や不正利用が生じない仕組みづくりが可能と見込んでおります。

このような仕組みを構築することで、「Switex」内においては、IP（知的財産）は権利帰属が明確に管理されることから著作権の不正利用リスクの低減が図れ、「ミライッポ Startup IPO」を利用するクリエイターに有益な環境が提供可能となります。

また、クリエイターが広く支援を獲得できる仕組みとして、「ミライッポ Startup IPO」において、コミュニケーションツールとして、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）機能の実装を予定しております。クリエイターはSNSの活用により、「ミライッポ Startup IPO」サイト内に限り、プロジェクトを「拡散」させ多くの支援者を獲得したり、クリエイター自らキャラクターに対する思いや制作秘話などの発信が行えます。支援者においても応援メッセージやプロジェクトに関する質問等を直接クリエイターに行うことにより、「クリエイターと支援者」の繋がりが深まります。

さらにクリエイターがどのようにしたら多くのファンを募ることができるかなどの助言なども「ミライッポ Startup IPO」の運営メンバーがクリエイターに対してノウハウ提供などを行うサポート体制の構築も予定しております。

このようなサービスを提供することによって、クリエイター側は、自身で創出したキャラクターの認知度の向上を図ることができ、キャラクターのグッズ化など将来的な収益創出の機会を得ることが可能です。

ファン側は「ミライッポ Startup IPO」において、グッズやデジタルコンテンツ等の魅力的なアイテム以外にもファン限定の特別サイト、特別情報の提供等、クリエイターとの交流が楽しめる仕組みを想定しております。また、クリエイター独自でファンへの見返りの設定が行える仕組みも併せて予定しており、クリエイターのファンであれば特別感を感じることができるようなメリット（資金提供を行ったファンのみが閲覧できるイラストコンテンツの配信等）が創出できるプラットフォームづくりを目指します。

当社としては、クラウドファンディングの目標額を達成したクリエイターからの成功報酬やサイト広告収入を見込んでおります。

将来的には、NAGA Group の運営する「Switex」を利用している全世界のゲーム企業との相互連携を見込んでおり、具体的には、「ミライッポ Startup IPO」サイト内で将来有望なキャラクターのライセンスを、NAGA Group との協力により全世界のゲーム企業にライセンス提供するといったライセンス収入も見込んでおります。このように当社がクリエイターに対してライセンスのマルチユースを支援することにより、クリエイターの「ミライッポ Startup IPO」におけるクラウドファンディングでの調達意欲を喚起する予定であります。

「ミライッポ Startup IPO」のサービス本格稼働までのスケジュールとしては、平成 30 年 6 月末までにサイトをプレオープンし、テスト運用を開始し、同時に本格稼働に向けたプロモーションを開始致します。本格稼働は平成 30 年 10 月末までを行うことを予定しており、平成 30 年 12 月末までには SNS 機能を実装するスケジュールとなっております。

プロジェクトを開始する平成 30 年 4 月からプレオープンの平成 30 年 6 月までに 223 百万円、プレオープンの平成 30 年 7 月から本格稼働を予定する平成 30 年 9 月までに 192 百万円の費用支出を見込んでおります。本格稼働を行う平成 30 年 10 月から単月黒字化を目標とする平成 31 年 6 月末までに 469 百万円の費用の支出を予定しております。なお、単月黒字化の前提として、平成 31 年 3 月以降、月間平均 30 件の新規プロジェクトを取り扱って、合計 150 百万円を平均して調達できることを前提としております。

なお、株価低迷等により新株予約権が行使されず、資金調達が進まない場合には、手元資金を充当や別途の資金調達を検討する等により、本事業を推進する予定であります。

本第三者割当増資では、本新株式（218 百万円）及び本新株予約権（666 百万円）の計 884 百万円の調達を見込んでおります。具体的には新株式により調達した 218 百万円は、NAGA Group が有するオンラインゲームで使用される武器などアイテムの取引市場である

「Switex」の日本国内でのライセンス費用（60 百万円：平成 30 年 4 月支出予定）、OS やアプリケーションの脆弱性の保護、DOS 攻撃などの不正通信を防御するためのサーバ機器の購入費用（15 百万円：平成 30 年 4 月支出予定）、テスト運用で使用する他社が保有する著名キャラクター IP のライセンス約 1 件獲得費用（20 百万円：平成 30 年 6 月支出予定）、開発外注費（20 百万円：平成 30 年 6 月支出予定）、その他人件費等（103 百万円：平成 30 年 4 月～8 月支出予定）を見込んでおります。

新株予約権で調達した 666 百万円は、主にマーケティングコスト（85 百万円：平成 30 年 6 月～平成 31 年 6 月支出予定）ならびに物販、SNS 機能等の追加開発費（50 百万円：平成 30 年 6 月～平成 31 年 6 月支出予定）、「ミライッポ Startup IPO」サイトのセキュリティ強化費用（168 百万円：平成 30 年 6 月～平成 30 年 12 月支出予定）、他社が保有する著名キャラクター IP のライセンス約 2 件獲得費用（40 百万円：平成 30 年 8 月～平成 30 年 12 月支出予定）、その他運用人件費等（323 百万円：平成 30 年 9 月～平成 31 年 6 月支出予定）を見込んでおります。なお、新株予約権の行使に従い本資金への充当を行う予定です。

本事業は、当社の有するクリエイターネットワークなどの経営資源を新たな収益源として期待される購入型クラウドファンディング事業において展開するものであり、本事業の収益化が進むことで当社のモバイルコンテンツ事業の持続的な成長に向けた強化につながり、ひいては当社グループの企業価値の向上および、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

(注)：NAGA グループ

NAGA グループは証券・仮想コンテンツ取引事業において実績があり、ドイツのフランクフルト証券取引所に会社設立から短期間で上場したフィンテック関連企業です。2018年2月末日時点の株式時価総額は1.7億ユーロを超えており、ドイツ国内だけではなく世界の証券・仮想コンテンツ取引事業において安全かつ公正な取引を実現しているトレーディングを目的としたサービス提供を行う企業です。

NAGA グループは2016年12月1日に、ドイツ証券取引所と協働で世界初となるゲーム内アイテムの取引のための取引所「Switex」を平成28年11月に設立しており、平成30年3月31日に稼働を予定しているとのことです。NAGA グループが「Switex」の技術的な部分を管理し、ドイツ証券取引所が市場のノウハウを提供することで、ゲーム内のバーチャルなアイテムとトレーディングを実現させています。

② 新「森のえほん館」プラットフォーム開発資金

「森のえほん館」（電子絵本）において、毎週新作の絵本を更新し継続率の確保に向けた書籍数を揃え、操作性の向上と閲覧サービスの充実といった基軸サービスの拡充に努めるとともに、B to Bを通し、各社監修の絵本の定期的な配信に加え、絵本コンテンツを動画に改編し配信することによる幅広いコンテンツの提供を進めてまいりました。

その結果、現在安定的に収益計上はできているものの、日本のみをターゲット化すると、少子高齢化が加速されることもあり、ニーズが先細りするリスクが考えられます。よって、安定的な収益獲得のためさらなるユーザビリティの向上やグローバル展開を見据え、配信プラットフォームの開発に着手することといたしました。具体的には、①小学3年生から段階的に英語教育が義務化される、②東京オリンピック・パラリンピック開幕に向けたインバウンド需要が増加する、などの理由から英語だけではなくアラビア語、インドネシア語、中国語などグローバル多言語展開で『語学学習にフォーカスした絵本サービス』を立ちあげ、先細りするニーズに歯止めをかけていきます。また、学べる要素の増える絵本コンテンツの制作や、現地ニーズに合わせた絵本コンテンツの制作を行うと同時に、利用シーンに対応するべくスマートフォン向けビューワの開発も見込んでおります。なお、本開発資金は新株予約権の行使に従い随時本資金への投入を行う予定です。

以上の施策を実行することにより、「森のえほん館」のコンテンツ価値が向上し、当社グループの企業価値の向上につながり、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

③ 当社子会社への貸付金

当社は、平成29年11月8日に設立した子会社である株式会社アイフリーク GAMES に、労働者派遣業及びシステムエンジニアリング事業を行っているコンテンツクリエイターサービス（CCS）事業の競争力を一層高めていくため、当該事業の一部を平成30年4月に移管する予定であります。

なお、当該子会社は、平成30年4月から1年間はキャッシュフローが赤字で継続することを予定しており、当該子会社が直接資金調達することが困難であることが予想されるため、当該子会社の運転資金及び人材採用費のための支援として当社から貸付けを行うことを予定しております。

これまでのコンテンツクリエイターサービス（CCS事業）の実績に基づく見通しから、平成31年3月末までの資金繰りとして25百万円を見込み、営業活動及び人材採用強化により平成31年3月末までに収益化を目指しております。

なお、本新株予約権により調達する資金を充当する優先順位としては、上記（2）調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期に記載の資金用途の順に充当する予定としておりますが、本新株予約権の行使が進まずに予定した資金（711百万円）の調達ができなかった場合には、その時の状況に応じて判断してまいります。資金調達方法を再考し、一時的に当社の手元資金を活用しながら当社の新たな資金調達を検討していく所存です。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

資金用途合理性に関する考え方については、上記「2. 募集の目的及び理由」のとおり、今回調達する資金の用途は、当社の競争力を強化しつつ、収益性の向上及び黒字化へ向けての事業基盤強化策となるものであるため、かかる資金用途は当社の企業価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

発行価格は、株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における本第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準とし、割当予定先との間で協議を重ねた結果、直前営業日の終値（284円）を基準とし、10%ディスカウントした256円といたしました。

また、本新株式の発行価格256円は本調達に係る取締役会決議の前日までの最近の1か月平均268円に対して4.48%のディスカウント、前日までの最近3か月平均266円に対して3.76%のディスカウント、前日までの最近6か月平均265円に対して3.40%のディスカウントとなっております。

発行価格は株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値を基準とした経緯としましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）（以下、「日証協指針」といいます。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その発行価格は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価格）を基準として決定することとされているため、これに従い、当社取締役会決議日の直前営業日の終値を発行価格の基準といたしました。

また、ディスカウント率を10%とした経緯につきましては、平成29年3月期においては、営業利益の計上にいたりしましたが、当社が平成30年3月期第3四半期累計期間において営業損失を計上していること、注記にはいたらないものの、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していること等を総合的に勘案し割当予定先の1社であるドリーム10号ファンドからディスカウント要望があり、当社としましても、本株式の発行

によって財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができること、本第三者割当による資金調達が当社の企業価値増大に寄与していくとの認識のもと、ドリーム10号ファンドおよびその他の割当予定先との協議を踏まえ決定したものであり、合理性があるものと判断いたしました。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

なお、本新株式の発行に関して取締役会に出席した当社監査役3名(うち2名が社外監査役)全員から、取締役会における上記算定根拠による発行価額の決定は、当社株式の価値を客観的に表す市場価格を基準とし、かつ日証協指針に準拠したものであり、当社の直近の財政状況及び経営成績等を勘案した結果、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利な発行価額ではないことから、有利発行には該当しないとの意見を得ております。

② 本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所:東京都千代田区永田町1丁目11番28号、代表者:代表取締役社長 能勢元)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価284円(平成30年3月28日の終値)、権利行使価額284円、ボラティリティ49.79%(平成26年12月から平成30年2月の日次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間3年、リスクフリーレート Δ 0.135%(評価基準日における長期国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条件、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき2,812円との結果を得ております。

当社は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当予定先と協議のうえ、本新株予約権の発行価額を、評価額(2,812円)と同額とすることを決定いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である284円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

また、本新株予約権の行使価格284円は本調達に係る取締役会決議の前日までの最近の1か月平均268円に対して5.97%のプレミアム、前日までの最近3か月平均266円に対して6.77%のプレミアム、前日までの最近6か月平均265円に対して7.17%のプレミアムとなっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる条件について記載いたします。

i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成33年4月16日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにもかかわらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われる可能性があることから、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなり、株価が行使期間に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合に、取得条項を発動することを前提に置いております。具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト6.68%に当社の想定格付から推定した信用コスト分25.56%を加えた値としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額284円に代替資金調達コスト92円を加えた376円としております。

なお、当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株式を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算式により考慮しております。

行使後の株価 = (行使時株価 × 発行済株式総数 + 行使価額 × 行使による発行株式数) / (発行済株式総数 + 行使による発行株式数)

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日当たり16,145株（最近1年間の日次売買高の中央値である161,450株の10%）ずつ売却することができる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付に伴う相場操縦により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規則）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値であることから、日次売買高の10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。また、本新株予約権においては、新株予約権者の権利行使における特性についても加味されております。具体的には本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した時点から6ヶ月を経過するまでの期間において取得条項が発動された場合においては、当該期間において均等に権利行使されブロックトレードが行われるものと仮定し、ブロックトレードによる株式処分コストを加味しております。株式処分コストについては、過去における公募・売上の発行事例から算出した合理的と見積もられる一定の水準を想定し評価を実施しております。

v. そのうえで、当社は本新株予約権の公正価値（1個当たり2,812円）と本新株予約権の払込金額（1個当たり2,812円）を比較し、本新株予約権を公正価値と同額で発行するため、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

当社監査役3名（うち2名が社外監査役）全員から、発行条件は、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の独立した専門機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼し発行価額を定めていること、過去の新株予約権発行による通常の新株予約権発行と比較し不当とはいえ、割当予定先に特に有利な発行条件ではないことから、有利発行には該当しないと意見をj得ております。

そして、当社取締役会においては、監査役3名の上記意見表明についての説明を受け、全取締役の賛同の下、本新株予約権の発行を決議しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本新株式及び本新株予約権発行に係る潜在株式数は、それぞれ950,000株及び2,505,000株の合計3,455,000株（議決権個数は34,550個）であり、平成30年3月29日現在の当社発行済株式総数14,362,200株に対して24.06%、同日現在の議決権総数143,619個に対して24.06%となります。そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

また、各割当予定先は、本新株式の割当及び本新株予約権を行使して取得した当社株式（3,455,000株）を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近1か月間の1日当たりの平均出来高は338,732株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は440,943株、直近6か月間の1日当たりの平均出来高は351,115株となっており、一定の流動性を有しております。また、各割当予定先が本新株式及び本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数3,455,000株を本新株予約権の行使期間である3年間（245日/年度営業日で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は4,700株（小数点以下切捨て）となり、上記直近1か月間の1日当たりの平均出来高の1.39%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の1.07%、直近6か月間の1日当たりの平均出来高の1.34%となるため、これらの売却が市場内で短期間で行われた場合には、市場で流通する当社株式の株価に影響を与える可能性はあります。

しかしながら、各割当予定先は、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明していることから、当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものになると考えられます。

当社といたしましては、当社グループが今後、持続的な成長を遂げるためには新たな収益源の確保と安定的な財務基盤の構築が最重要課題と認識しております。当該課題に対して今回の資金調達は、①ミライッポStartup IPO事業の運転資金、②新「森のえほん館」プラットフォーム開発資金、③当社子会社への貸付金へ充当する予定であります。本第三者割当増資により調達した資金は、主に当社が今後取り組んでまいります新規事業の立ち上げに充当する予定であり、本第三者割当増資は必要不可欠であると考えております。このように当社の収益基盤の強化に伴う業績回復及び財務体質の改善が進むことによって中長期的に既存株主様の利益に資

するものと見込んでおります。よって今回の第三者割当による新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①永田浩一（本新株式 200,000 株 本新株予約権 500 個）

(1) 氏名	永田 浩一
(2) 住所	横浜市中区
(3) 職業の内容	会社経営者
(4) 上場会社と当該個人との関係	<p>永田浩一氏は当社普通株式を 1,910,000 株保有しています。また、永田浩一氏が過半数を保有する次の企業と当社は取引関係があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社スマートテクノロジー（東京都中央区） ・株式会社Vグラン（東京都千代田区） ・株式会社Vエスペーロ（東京都中央区） ・スプリーダム株式会社（東京都港区） ・Vスプリーダム株式会社（東京都港区） ・株式会社Vクオンタム（東京都渋谷区） ・株式会社Vヴィズリア（東京都渋谷区） ・株式会社ブライトウェイ（東京都新宿区） ・株式会社Vブライト（東京都渋谷区） ・株式会社Vカレンシー（東京都中央区） <p>その他、当社並びに当社の関係者と関係会社と、永田浩一氏並びにその関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係又は取引関係はありません。</p>

②黒田喜久（本新株式 50,000 株 本新株予約権 125 個）

(1) 氏名	黒田 喜久
(2) 住所	千葉県松戸市
(3) 職業の内容	会社経営者
(4) 上場会社と当該個人との関係	<p>黒田喜久氏は当社普通株式を 220,000 株保有しています。その他、当社並びに当社の関係者と関係会社と、黒田喜久氏並びにその関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係又は取引関係はありません。</p>

③橘茂昌（本新株式 50,000 株 本新株予約権 125 個）

(1) 氏名	橘 茂昌
(2) 住所	東京都品川区
(3) 職業の内容	会社経営者
(4) 上場会社と当該個人との関係	<p>橘茂昌氏は当社普通株式を 175,000 株保有しています。その他、当社並びに当社の関係者と関係会社と、橘茂昌氏並びにその関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係又は取引関係</p>

	はありません。
--	---------

④ヴァスダックキャピタル株式会社（本新株予約権 130 個）

(1) 名 称	ヴァスダックキャピタル株式会社			
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋兜町三丁目 3 番			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 永田 浩一			
(4) 事 業 内 容	資産管理業			
(5) 資 本 金	50 百万円			
(6) 設 立 年 月 日	平成 16 年 3 月 3 日			
(7) 発 行 済 株 式 数	200 株			
(8) 決 算 期	2 月			
(9) 従 業 員 数	0 名			
(10) 主 要 取 引 先	アンドロボティクス株式会社、 株式会社ノードコミュニケーション			
(11) 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行			
(12) 大株主及び持株比率	100% 株式会社ヴァスダックインターバンクシステム			
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係				
資 本 関 係	当社普通株式を 520,000 株保有しています。			
人 的 関 係	該当事項はありません。			
取 引 関 係	当社及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社と営業取引を行っています。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	関連当事者にあたります。			
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態（千円）				
	決算期	平成 27 年 2 月期	平成 28 年 2 月期	平成 29 年 2 月期
連 結 純 資 産		10,666	13,293	15,943
連 結 総 資 産		147,594	334,916	413,112
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)		53,331	66,468	79,716
連 結 売 上 高		8,267	50,686	40,284
連 結 営 業 利 益		637	3,420	593
連 結 経 常 利 益		776	3,198	3,490
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		509	2,627	2,649
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)		2,546	13,136	13,248
1 株 当 たり 配 当 金 (円)		-	-	-

⑤ドリーム10号投資事業有限責任組合（本新株式 650,000株 本新株予約権 1,625個）

(1) 名 称	ドリーム 10 号投資事業有限責任組合
(2) 所 在 地	東京都千代田区一番町 22 番地 3 アデックス一番町ビル 402 号
(3) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合に関する法律
(4) 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする

(5) 組 成 日	平成 29 年 1 月 23 日
(6) 出 資 の 総 額	328,242,489 円
(7) 出 資 者 及 び 出 資 比 率	33.31% 宮嶋 正邦 33.31% 勝山 博文 33.31% 株式会社ベストメソッド
(8) 業務執行組合員 (General Partner) の概要	
名 称	モダンパス合同会社
所 在 地	東京都千代田区一番町 22 番地 3 アデックス一番町ビル 402 号
代表者の役職・氏名	代表社員 勝山 博文
事 業 内 容	投資事業組合財産の運用、管理
資 本 金 の 額	10 万円
(9) 当社との関係等	
上場会社（役員・役員関係者・大株主を含む）と当該ファンドの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
上場会社と業務執行組合員 の 関 係	当社と当該ファンドの組合員との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの組合員並びに当該ファンドの組合員の関係者及び関係会社との間には資本関係・人的関係・取引関係はありません。

注) 当社は、割当予定先である永田浩一氏、黒田喜久氏、橘茂昌氏、ヴァスダックキャピタル株式会社（以下、「ヴァスダックキャピタル」といいます。）、ドリーム 10 号ファンド及びドリーム 10 号ファンドの業務執行組合員であるモダンパス合同会社（以下、「割当予定先等」といいます。）について、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂 2-8-11-4F 代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、当社の事業内容及び今後の事業方針に対して理解いただき、また、既存株主の株式価値の希薄化への配慮から本新株式と本新株予約権とを合せて引受けていただけるか、さらに、反社会的勢力とのかかわりが一切ないことを確認できるか、という基準で、割当予定先を検討してまいりました。

このような状況下、当社は平成 28 年 9 月 7 日付「第三者割当による新株式及び第 13 回新株予約権発行に関するお知らせ」において、過去に投資実績のある永田浩一氏、黒田喜久氏、橘茂昌氏並びに、永田浩一氏が代表を務めるヴァスダックキャピタルが候補に挙がりました。

さらに永田浩一氏、黒田喜久氏、橘茂昌氏、ヴァスダックキャピタルに加え、黒田喜久氏の知人で

あり、ジャスダックやマザーズといった新興市場における上場企業への第三者割当の実績を有するドリーム 10 号ファンドの無限責任組合員であるモダンパス合同会社の勝山博文氏らに当社の経営戦略や事業方針、資金需要など現状説明を複数回実施致しました。

平成 30 年 1 月下旬に上記割当予定先から、当社事業戦略に理解及び賛同いただき、本新株式及び本新株予約権の組合せによる資金調達のご提案をいただきました。モダンパス社は、幅広い経営コンサルティングや、数多くの資本戦略コンサルティングを行うなど、ファイナンスに精通されています。よって、本第三者割当予定先として適していると判断し、割当予定先として選定したものです。

(3) 割当予定先の保有方針

永田浩一氏、黒田喜久氏、橘茂昌氏、ヴァスダックキャピタル及びドリーム 10 号ファンド（以下、「各割当予定先」といいます。）とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、各割当予定先からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨を表明していただいております。

本新株式並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、割当予定先より保有期間に対する方針はなく、取得した当社普通株式については、割当予定先が想定する株式価値が達成された場合など、市場への影響を勘案することを前提に、株価の推移を見ながら売却していく方針であると伺っております。

また、売却に際しては東京証券取引所の定める譲渡の報告等に関するルールその他の法令諸規則を遵守することを口頭にて確認しております。また、当社は永田浩一氏、黒田喜久氏、橘茂昌氏、ドリーム 10 号ファンドから、割当日より 2 年間に於いて、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

永田浩一氏からは、預金通帳の写しを受領して、本新株式の払込総額及び本新株予約権の発行に係る払込に十分な財産を有することを当該預金通帳の写し及び口頭で確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、割り当てられた本新株式を売却することや、割り当てられた本新株予約権の段階的な行使・行使により取得した株式を売却により資金確保するという事を割当予定先から口頭にて確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

黒田喜久氏からは、預金通帳の写しを受領して、本新株式の払込総額及び本新株予約権の発行に係る払込に十分な財産を有することを当該預金通帳の写し及び口頭で確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、割り当てられた本新株式を売却することや、割り当てられた本新株予約権の段階的な行使・行使により取得した株式を売却により資金確保するという事を割当予定先から口頭にて確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

橘茂昌氏からは、預金通帳の写しを受領して、本新株式の払込総額及び本新株予約権の発行に係る払込に十分な財産を有することを当該預金通帳の写し及び口頭で確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、割り当てられた本新株式を売却することや、割り当てられた本新株予約権の段階的な行使・行使により取得した株式を売却により資金確保するという事を割当予定先から口頭にて確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

ヴァスダックキャピタルからは、預金通帳の写しを受領して、本新株予約権の発行に係る払込に十

分な財産を有することを当該預金通帳の写しで確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、割り当てられた本新株予約権の段階的な行使・行使により取得した株式を売却により資金確保するというを割当予定先から口頭にて確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

ドリーム10号ファンドからは、平成30年3月7日時点で残高証明書を受領し、本新株式の払込総額及び本新株予約権の発行に係る払込に十分な財産を有することを当該残高証明書及び口頭で確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、割り当てられた本新株式を売却することや、割り当てられた本新株予約権の段階的な行使・行使により取得した株式を売却により資金確保するというを割当予定先から口頭にて確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成29年9月30日現在）	
永田 浩一	13.32%
株式会社エムワイエヌ	5.86%
株式会社ヴァスダックキャピタル	3.63%
日本証券金融株式会社	3.18%
永田 万里子	2.86%
黒田 喜久	1.53%
山下 博	1.22%
橘 茂昌	1.44%
株式会社SBI証券	0.94%
ビーエヌワイエム エスエーエヌブイ ビーエヌワイエム ジーシーエム クライアント アカ운ツ エム アイエル エム エフイー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	0.76%

- ※1. 今回の本新株式並びに本新株予約権の募集分については、割当後の新株式並びに新株予約権の権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株式並びに本新株予約権の募集に係る増加株式数及び潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。
2. 持株比率は、総議決権数に対する所有議決権数の割合であり、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 上記募集前の大株主の状況は平成29年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当による平成30年3月期の通期業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、今後修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれる

ものではないこと) ことから、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	1,038百万円	620百万円	707百万円
営業利益	13百万円	△12百万円	12百万円
経常利益	15百万円	△6百万円	4百万円
当期純利益又は当期純損失	△31百万円	△9百万円	1百万円
1株当たり当期純利益	△2.78円	△0.81円	0.10円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり純資産	6.84円	6.05円	24.04円

注) 平成27年3月期、平成28年3月期は連結業績、平成29年3月期は非連結業績を記載しています。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成30年3月29日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,362,200株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	371,000株	2.58%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－	－
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－	－

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始値	127円	223円	179円
高値	303円	228円	425円
安値	118円	110円	139円
終値	216円	180円	220円

② 最近6か月間の状況

	平成29年 9月	10月	11月	12月	1月	平成30年 2月
始値	383円	282円	281円	245円	239円	248円
高値	356円	315円	282円	259円	277円	314円
安値	280円	280円	236円	234円	238円	237円
終値	280円	281円	246円	239円	247円	291円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 30 年 3 月 28 日
始 値	273 円
高 値	287 円
安 値	273 円
終 値	284 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第三者割当増資

払込期日	平成 28 年 9 月 26 日
資金調達額	140,700,000 円
発行価額	1 株につき 134 円
募集時における発行済株式数	11,776,900 株
当該募集による発行株式数	1,050,000 株
募集後における発行済株式総数	12,826,900 株
割当先	永田 浩一 (700,000 株) 黒田 喜久 (175,000 株) 橘 茂昌 (175,000 株)
発行時における当初の資金使途	社債償還費用
発行時における支出予定時期	平成 29 年 4 月
現時点における資金の充当状況	上記の当初の資金使途に全額充当しています。

・ 第三者割当による第 13 回新株予約権発行

割当日	平成 28 年 9 月 26 日
発行新株予約権数	1,500 個
発行価額	総額 2,085,000 円 (新株予約権 1 個当たり 1,390 円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	218,085,000 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額 2,085,000 円 新株予約権の行使による調達額 216,000,000 円
割当先	永田 浩一 750 個 黒田 喜久 375 個 橘 茂昌 375 個
募集時における発行済株式数	11,776,900 株
当該募集における潜在株式数	1,500,000 株
現時点における行使状況	行使株式数 1,500,00 株 (残新株予約権数 0 個 行使価額 1,390 円)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	218,085,000 円 (差引手取概算額 211,185,000 円)
発行時における当初の資金使途	①社債償還費用

	②CCS 事業における運転資金及び人材採用費 ③既存事業であるモバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業の強化費用
発行時における支出予定時期	①平成 29 年 4 月 ②平成 28 年 10 月～平成 31 年 9 月頃 ③平成 28 年 10 月～平成 31 年 9 月頃
現時点における資金の充当状況	上記の当初の資金使途に全額充当しています。

11. 発行要項

別紙参照

別紙

株式会社アイフリークモバイル普通株式発行要項

1. 募集株式の種類 株式会社アイフリークモバイル普通株式
2. 募集株式の数 950,000 株
3. 募集株式の払込金額 1株につき 256 円
4. 払込金額の総額 金 243,200,000 円
5. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額は、121,600,000 円（1株につき 128 円）とし、増加する資本準備金の額は 121,600,000 円（1株につき 128 円）とする。
6. 募集方法
第三者割当の方法により、以下の割当先に割り当てる。

永田 浩一	200,000 株
黒田 喜久	50,000 株
橘 茂昌	50,000 株
ドリーム 10 号投資事業有限責任組合	650,000 株
7. 申込期間 平成 30 年 4 月 16 日
8. 払込期日 平成 30 年 4 月 16 日
9. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 本新株式の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

以 上

株式会社アイフリークモバイル第15回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社アイフリークモバイル第15回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 7,044,060 円

3. 申込期間 平成 30 年 4 月 16 日

4. 割当日及び払込期日 平成 30 年 4 月 16 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、以下の割当先に割り当てる。

永田 浩一	500 個
株式会社ヴァスダックキャピタル	130 個
黒田 喜久	125 個
橘 茂昌	125 個
ドリーム 10 号投資事業有限責任組合	1,625 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,505,000 株とする。（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 1,000 株とする。）但し、本項第(2)号及び第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 2,505 個

8. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり金2,812円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を四捨五入するものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）は、284円とする。但し、第10項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{既発行} & + & \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \\ & \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \\ \text{行使価額} & & & \text{行使価額} & & \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、平成30年3月29日取締役会決議に基づき当社普通株式が発行される場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。本項第(2)号③において同じ。）の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当による場合を含む）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する

場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から③までの各取引において、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。

(4) その他

- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④ 本項第(2)号③に定める取得請求権付株式にかかる取得請求権又は新株予約権について、その行使が可能な期間が満了した場合（但し、当該権利の全部が行使された場合を除く。）
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他

必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成30年4月17日から平成33年4月16日の期間とする。但し、第13項「本新株予約権の取得」に従い当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の5連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が、行使価額に1.2を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合、その翌日から起算して10取引日以内に本新株予約権を行使することを本新株予約権者に請求できるものとし、本新株予約権者は、かかる請求を受けた場合には、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の出来高を勘案した上で、速やかに当該請求のなされた本新株予約権につき、行使するものとする。

13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、以下の場合は、当社取締役会が定める取得日において、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）
 - ② 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたとき
 - ③ 普通株式についての株式の併合（普通株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたとき
 - ④ 特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたとき
 - ⑤ 当社の普通株式が上場廃止となったとき
- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、当社の普通株式の10連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が、行使価額に1.8を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合には、本新株予約権者に対して本新株予約権の行使請求をできるものとし、当社は、当該請求の日から10日以内に本新株予約権者が行使請求しなかった本新株予約権の全部又は一部を、当社取締役会が定める取得日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、下記の方針に従って再編当事会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の普通株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

第6項に準じるが、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整するものとする。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第9項に準じるが、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整するものとする。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項から第14項まで、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振

替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中の取引日に第 19 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の目的である株式の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書に係る新株予約権行使請求受付日（行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日の直後に到来する取引日午前 11 時までには当該行使請求に係る出資金総額の指定口座への入金当社により確認された場合には、当該取引日とし、当該確認が当該取引日午前 11 時以降になった場合には当該取引日の翌取引日とする。）に発生する。
- (3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができず、直ちに、当該行使請求に係る出資金総額を指定口座への振り込むものとする。

19. 行使請求受付場所

株式会社アイフリークモバイル 管理部

20. 払込取扱場所

株式会社西日本シティ銀行 大名支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

22. 新株予約権者に対する通知

本新株予約権の新株予約権者に対し通知する場合、電子公告により行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて新株予約権者に対し直接に通知する方法によることができる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

以上